

写

7 林整研第 175 号  
令和 7 年 9 月 26 日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁 森林整備部 研究指導課長

森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、森林保護業務に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

クマ類の出没等に関する林業関係者への注意喚起については、「森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 林整研第 59 号）により対応をお願いしているところです。

これから periods は、冬眠に備え餌を求めてクマの行動圏が拡大すること、今後、猟期に入ると林内の狩猟用わなで誤誤捕獲されたクマや捕獲鳥獣に誘引されたクマに遭遇する可能性も高くなること等、意図せずクマの行動圏に立ち入ってしまう危険があります。

今年度は、東北地方のブナの結実が大凶作と推測されるなど、クマの人里への出没が多くなることが予測され、森林での作業等に従事する際は、足跡やフン等の痕跡の有無に注意し、鈴やラジオなど音の鳴る物やクマよけスプレーを携行するなど、遭遇リスクの回避と遭遇した際の対策に努めていただきますよう、貴都道府県の管下市町村、関係林業事業体への指導をお願いします。

また、林業関係者のクマによる人身被害を防止するため、鳥獣行政担当部局や農政部局等とも連携し、市町村や林業関係団体等に対してクマによる被害防止の関連情報（以下の【参考】をご参照ください。）や、集落周辺の森林におけるクマの隠れ場所の解消の推進等について周知等のご協力ををお願いします。

なお、別紙（写）のとおり、環境省から都道府県鳥獣行政担当部局に、農林水産省農村振興局から地方農政局にクマ出没への対応にかかる通知が発出されていることを申し添えます。

### 【参考】

○環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

担当：林野庁森林整備部研究指導課

安藤、鶴見

代表：03-3502-8111（内線 6214）

7 農振第 280 号-1

令和 7 年 9 月 26 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課長農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底  
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

## 記

## 1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- (2) 特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

## 2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

### 【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」  
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>
- 「クマ類の出没対応マニュアル改定版一（環境省）」  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

### 【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

環自野発第 2509261 号  
令和 7 年 9 月 26 日

各都道府県  
鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局  
野生生物課長

令和 7 年度秋季におけるクマ類の出没に係る適切な対応及び  
クマ類に関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の生息分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しています。昨年度は秋に出没が増加することはありませんでしたが、本年は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。

このため、今後も、クマ類の分布拡大地域では、人の生活圏での効果的な人身被害等への対策を進める必要があります。こうした状況の下、環境省では、本年 4 月に成立した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」について、本年 9 月 1 日に施行しました。改正法では、人の日常生活圏にクマ等が出没し、膠着状態にある場合において、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度※を設けたところです。

つきましては、各都道府県におかれましても、地域の実情に応じたクマ類の保護・管理のより一層の推進について、下記の御協力をお願いいたします。

なお、クマ類の恒常的生息域ではない県（茨城県、千葉県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）におかれましても、必要に応じて、クマ類の情報提供や注意喚起を行う等のご対応をお願いいたします。また、九州・沖縄の各県につきましては、参考送付とさせていただきます。

※「緊急銃猟制度」について

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>

## 記

### 【住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起】

#### 1. 出没や被害防止に関する市町村等への情報提供

- ・これからは、クマ類が冬眠前に食べ物を探して活発に動き回るとともに、きのこ採りや登山等の秋の行楽シーズンを迎える、山野へ立ち入る機会が多くなります。
- ・住民や観光客等とクマ類との不慮の遭遇を避けるためにも、関係部局と連携の上、クマ類の出没や被害防止に関する情報提供をお願いします。

#### 2. 誘引物の管理・除去についての市町村等への注意喚起

農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物、果樹等はクマ類を誘引する要因となりますので、こうした誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。

#### 3. 関係機関が連携した出没時の迅速な対応

- ・クマ類が出没した際には、市町村、警察、獣友会など関係機関と密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いいたします。

#### 4. クマ類の保護・管理に関する技術指針や取組事例の市町村等への情報提供

- ・環境省では、クマ類の市街地等への出没、人身被害の発生、錯誤捕獲の発生等に対応するため、令和4年3月に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を改定しました。また、令和3年3月に地方自治体担当職員向けの「クマ類の出没対応マニュアル」を改定し、環境省ホームページに掲載しています。
- ・また、環境省では、令和4年度から開始したクマ類の出没対応体制構築事業の成果を環境省ホームページに掲載しています。
- ・これらの情報について、管内市町村など関係機関に情報提供いただくとともに、地域の状況に応じた保護・管理の参考として御活用ください。

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（令和4年3月改定）

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

「クマ類の出没対応マニュアル」（令和3年3月改定）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

「クマ類の出没の防止と円滑な対応に向けて」（クマ類の出没対応構築事業の成果報告集）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/seika.pdf>

## 【環境省への情報提供】

### 1. クマ類に係る情報の提供

例年のお願いとなりますが、秋期のクマ類の出没が増える時期を迎えるにあたり、クマ類に係る情報について、次の（1）～（5）に関する情報を、別添エクセルシート「【様式】堅果類の着花結実状況・クマ類被害対策に係る情報提供」にご記入いただき、環境省へ御提供をお願いいたします。

本年4月24日付け事務連絡「令和7年度クマ類の出没に係る適切な対応及びクマ類に関する情報提供について（依頼）」においても同様のお願いをさせていただいているが、特に以下の（1）結実調査に係る情報につきましては、早めに御提供いただきますようお願いいたします。

また、下記（2）～（5）につきましては、更新情報があれば追記をお願いいたします。ご参考として、これまでに御提供いただいた情報を整理した資料を添付します。

- （1）令和7年度堅果類の開花情報、結実調査について
- （2）令和7年度秋期におけるクマ類出没注意情報等の発出について
- （3）令和7年度クマ類の出没に関する情報提供等について
- （4）警察官職務執行法第4条第1項の運用についての連携・協力体制について
- （5）関係機関との連絡会議等の開催について

### 2. 情報提供に係る期限

令和7年11月28日（金）

### 3. 情報提供の提出先（メールにて、以下のすべてのアドレスに送付願います。）

高橋 YU\_TAKAHASHI@env.go.jp

小幡 YUSUKE\_OBATA@env.go.jp

岡戸 HAJIME\_OKADO@env.go.jp

## 【目撃・出没情報等収集システムの活用】

令和4年3月より「捕獲情報収集システム」に目撃・出没情報等の入出力機能を追加しましたので、関係部局及び管下市町村等に周知の上、積極的な利用をお願いいたします。

注：茨城県、千葉県、四国4県、九州・沖縄8県については、クマ類の恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないと認識していますが、該当するものがある場合には、ご報告をお願いします。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：高橋 YU\_TAKAHASHI@env.go.jp

小幡 YUSUKE\_OBATA@env.go.jp

岡戸 HAJIME\_OKADO@env.go.jp